

森林環境税の名称変更及び適用期間の延長について

法人の皆様へ

宮 崎 県
令和 8 年 4 月

県税につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、宮崎県では、県土の保全、水源のかん養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、平成 18 年 4 月 1 日から**森林環境税**を導入しておりますが、この度、「**水と緑の森林づくり税**」に名称を変更するとともに、適用期間を5年間延長することとしました。

つきましては、御理解、御協力をよろしく申し上げます。

- 1 名 称 **水と緑の森林づくり税**
- 2 課 税 方 式 法人県民税均等割の超過課税方式
- 3 納 税 義 務 者 県内に事務所等を有する法人で法人県民税均等割が課税されているもの
- 4 適 用 **平成18年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する各事業年度**
- 5 税 額 均等割額の5%相当額

資本金等の額	地方税法による 均等割額 ①	水と緑の 森林づくり税 ②	申告納付いただく 均等割額 ③=①+②
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超～50億円	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超～10億円	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超～1億円	50,000円	2,500円	52,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円

※ 表の金額は年額です。確定申告時に、③の金額を申告書に記載して納付してください。

なお、中間申告が必要な法人の場合、例えば、資本金等の額が1億円であれば、年額52,500円の6か月/12か月(26,250円)から100円未満を切り捨てた26,200円が中間申告時の納税額となります。

6 税の使途

- (1) 県民の理解と参画による森林（もり）づくり
ア 森林（もり）づくり活動に対する支援、苗木提供
イ 企業による森づくりの支援
- (2) 多面的機能を発揮する豊かな森林（もり）づくり
ア 台風等により堆積した流木などの撤去
イ 公益上重要な森林を対象とした広葉樹植栽の支援
ウ 花粉の少ないスギコンテナ苗などの優良苗木の共有体制整備
- (3) 森林を守り育む次代の人づくりの推進
ア 県有施設を活用した森林環境教育
イ 林業現場の見学研修

7 お問合せ先

税額や納税方法に関すること 最寄りの県税・総務事務所まで
税の使途に関すること 宮崎県環境森林部環境森林課 TEL 0985-26-7153